

社会福祉法人駿河会
次世代育成支援対策及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい雇用環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年04月01日～2027年03月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休暇の活用促進。 取得件数／申請件数＝100%
職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと、
又は本人が対象家族を介護していること
の申出があった場合は円滑な休業取得及び職場復帰を支援する。

<対策>

- 2022年04月～ 職員への制度周知
- 相談窓口の整備

制度利用の意向確認記録を整備
申出職員への取得・職場復帰支援

目標2：子の看護休暇の適用拡大
法令の定める「小学校就学の開始まで」の期間を、中学校就学の始期に達するまでに拡大
「負傷し、又は疾病にかかった該子の世話をするため」の理由を、学校行事などを含めて運用することに拡大
時間単位での運用を可能とする制度を維持する

<対策>

- 2022年04月～ 職員への制度周知
- 相談窓口の整備

制度利用の意向確認記録を整備
申出職員への取得支援